

別表（第2条関係）

補助事業名	地域づくり活動応援事業
補助事業の目的	地域団体が他団体・企業・学校等と協働(※)して実施する、地域の課題解決につながる取組や、地域の活性化のために行う事業を支援することで、地域団体が行動力を高め、社会的活動をより活発に展開することを通じてコミュニティの充実強化につなげ、地域団体の創意工夫による地域特性を生かした取組の推進を図る。 ※事業の計画や運営を共に行うこと
補助事業の対象となる者	1 対象事業 次の基準のいずれにも該当し、下記（１）（２）に規定する地域の課題解決につながる取組や、地域の活性化のために行う事業 【基準】 ①他の地域団体のモデルとなること ②地域社会の共同利益の実現につながること ③他の団体・企業・学校等と協働し取り組む事業であること （１）一般枠 ・地域の人が地域外の人と交流等を行う事業 ・中播磨の伝統文化や郷土史、食文化などの地域の魅力・文化を次世代に伝える事業 ・省エネ活動、緑化・自然保護活動など、地域住民・団体が環境配慮・環境保全に取り組む事業 ・子どもが健やかに成長できる社会の実現に向け、子育てに関する交流等を行う事業 等内容が優れたもの （２）特別枠 ①銀の馬車道魅力UP事業(銀馬車枠) 日本遺産に認定された「銀の馬車道」を題材に、来訪客のおもてなしに資する取り組みや、地域の活性化に繋がるイベント等で、内容が優れたもの ②SDGs 推進事業（SDGs 枠） 地場産業の継承や交流人口の増加、地域の魅力向上など、地域で展開する SDGs の取組で内容が優れたもの ③ウェルビーイング推進事業(ウェルビーイング枠) 誰一人取り残さない地域社会の実現に向け、障害者、高齢者、外国人等、多様な主体の地域参加を促進する取組で内容が優れたもの 2 対象となる者 自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、消費者団体、青少年育成団体、まちづくり協議会、自主防災・防犯組織など中播磨地域で活動している地域団体（単位組織だけでなく小中学校区・市町域等の連合組織や、地域団体が参加する実行委員会、地域団体と連携して取り組む NPO 法人・学生団体等も含む。） なお、ここに定める「地域団体」は、次に掲げる要件を満たすものとする。 ①中播磨地域の中の、一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること

	②活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること ③活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入可能であること ④規約や代表者を定めていること ※なお、1つの団体で申請できるのは1事業までとする。 また、同じ事業内容に対し、国・兵庫県（関係団体や外郭団体を含む）から補助金を受ける事業や行政機関等からの受託事業は対象外とする。
補助事業の対象となる経費	補助対象経費・補助対象外経費は別記のとおり ただし、対象経費であっても以下に該当する場合は、対象外とする。 ・対象経費のうち、補助金額の上限を越える部分 ・参加費・出店料等を取る事業は、その参加費等で賄える部分 ・領収書の日付が事業期間外の場合（クレジットカード払いの引き落とし日も同様） ・施設入場料等、本人負担とすることが適当であるもの ・領収書がない、領収書の宛名や但し書き（品名等）の記載がない ・領収書の必要記載事項（日付等）が不備のもの ・団体が行う経常的、日常的な活動経費や維持運営費（団体の総会費用など） ・補助事業者自身、団体構成員、協働の相手方、協働の相手方の構成員に対する補助対象団体からの支出 ・インターネットサイトや販売店のポイント制度・電子マネーにより支払った場合のポイント利用分 ・その他補助対象とすることが適切と認められない経費
補助率	定 額
補助金の額	予算の範囲内の額で、1団体あたり 50 千円以上 300 千円以内（ただし、10 千円未満の端数は切り捨てる。）
適用除外する条項	_____
その他の事項	過去に当事業で補助実績のある事業と同一とみなされる事業について、補助対象事業として認める期間は、補助初年度から起算して継続した3年度以内とする。 なお、当条件は令和5年度実績から適用する。

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 事業(変更)計画書(別紙1-1、1-2)・収支(変更)予算書(別紙2)・申請団体・協働団体概要書(別紙3) ※収支予算書の提出を省略する場合は、「補助金交付申請書 別記省略」と記載。
	(指定期日) 別途通知する日
第 7 条第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金額の増額を伴わない範囲での経費配分の変更
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業の細部を変更する場合
	(添付書類) 第 3 条に準ずる
	(指定期日) 必要の生じた日から 20 日以内 ただし、当該年度の 3 月 10 日を限度とする。
	(添付書類) 第 3 条に準ずる。
	(指定期日) 別途通知する日
第 9 条第 1 項	(報告事項等) 必要が生じたときに、別途通知する。
第 1 1 条	(添付書類) 事業報告書(別紙4-1、4-2、4-3)・収支決算書(別紙5)・領収書総括表(別紙6)、領収書添付書(別紙7) ※収支決算書の提出を省略する場合は、「補助事業実績報告書 別記省略」と記載。
	(指定期日) 事業完了後 30 日以内又は令和 8 年 3 月 15 日のいずれか早い日
第 1 9 条第 1 項	(処分制限期間) _____

経費科目	対象経費	対象外経費
謝金 ※上限 10 万円	・講演会、研修会の講師や司会等の謝金(1人1回(1日)あたり2万円を限度) ・出演団体への謝礼(1団体1回(1日)あたり5万円を限度)	・団体構成員・協働の相手方への謝金
旅費	・講師等に対する旅費(※実費相当のみ) ・講師等が自身の車を利用する場合は、1km＝37円以下で計算	・団体構成員・協働の相手方の旅費(ガソリン代含)・宿泊料 ・講師・出演者等の宿泊料
印刷製本費 ※上限 10 万円	・事業のPR・広報物(チラシ、パンフレット、ポスター、冊子等)のコピー代や印刷製本費 ・事業成果物のコピー代や印刷製本費 ・看板、のぼり、横断幕の印刷費 ・イベントや会議等の配布物のコピー代や印刷製本費 ※デザイン料は委託料	・左記のうち、中播磨県民センター地域づくり活動応援事業による補助金を受けている旨の記載のない事業のPR・広報物、事業成果物
通信費 ※上限 1 万円	・郵券代	・電話代、プロバイダ利用料等
活動資材費	・事業実施のための資材購入費(消耗品、事務用品、材料等、事業実施に不可欠な書籍の購入費等)	・パソコン、プリンター、什器、事務機、椅子、書棚等の財産形成となる備品(5万円以上のもので、かつ耐用年数が1年以上のもの) ・販売に供するための材料費
保険料	・イベント保険、ボランティア保険	・団体の本来の運営にかかる年間保険料
使用料	・施設使用料 ・OA機器、音響などの機器レンタル・リース料 ・バス借上げ料(事業参加者の交通手段として借上げるバスについて、5万円上限)	・賃料(各団体の所有・使用する事務所等にかかるものは対象外。ただし、事業実施のため他の施設等を継続的に使用する場合は対象)
委託料 ※1/2 上限	・会場設営、警備、調査分析等にかかる業者委託料 ・事業に係るチラシ・HP等のデザイン料等	・事業に直接関係のない、飲食・物品販売等にかかる会場設営、警備費用
食材費 ※1/2 かつ 10 万円上限	・料理教室、餅つき大会、試作品作成、食育など事業実施に必要と認められる材料	・販売目的の食材費(模擬店等) ・会議・イベント等の飲食費 ・参加者へ配布する飲食物
広告費	新聞折り込み料、新聞・雑誌・インターネット等の広告スペース購入料等 ※デザインは委託料	・補助対象事業と無関係の内容を一部でも含むものはすべて対象外
その他	・振込手数料(補助対象経費にかかる分) ・クレジット・電子マネー払いの経費(利用明細書等の写しの提出のほか、団体または団体構成員による支払いであることが確認できる場合のみ)	・団体構成員・協働の相手方の人件費 ・参加者記念品、賞品・景品